

(総則)

第 1 条 この規程は、大島グループが目指す「働く喜び・生きる喜び・成長する喜びを実感できる企業」の姿を実現するために、「社員の自発的な学びを経済的に支援する」制度について定めたものである。

(目的)

第 2 条 あなたのチャレンジ応援制度は、「様々な体験・経験を通じて視野を広げ、自らを高めたい」、「自らの可能性を引き出したい」、と考える大島グループ社員の挑戦と成長を応援することを目的とする。

(対象者)

第 3 条 大島グループ企業で雇用される、正社員およびパート社員で、個人を対象とする。

以下に該当するものは対象外とする。

ア) アルバイト、1年未満の有期雇用契約の者、および派遣社員

イ) 1年以内の退職が予定されている者

ウ) 休業中の者

(支給の条件)

第 4 条 1 申請する活動が、申請者の本業でないもの。

2 1名につき、年1回の支給とする。

3 年度内に活動を開始し、活動開始から1年程度で終了するもの。

(金額の上限)

第 5 条 1 申請の額は、10万円を上限とする。

2 支給金額は、申請に基づき、審査で承認された額を上限とし、活動実績の報告によって決定する。

(申請受付の期日)

第 6 条 1 企業活力研究会の事業年度の開始から終了まで、通年で受け付ける。

ただし、年度最終月の審査終了以降は申請を受け付けない。

2 申請受付の日は、募集要項にて告知する。

(申請の手続き)

第 7 条 申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、活動の概要を示したもの(WEBサイトやパンフレット)、見積書等、必要書類をデータで会社の研修企画委員に提出する。

(審査)

第 8 条 1 研修企画委員は必要に応じて申請者に対してヒアリングを行う。

2 直近の研修企画委員会で第一次審査を行う。

3 第一次審査を通過したものは、直近の企業活力研究会で第二次審査を行い、最終決定とする。

(審査結果の通知)

第 9 条 1 審査結果は、「選考結果通知書」をもって、申請者に通知する。

2 企業活力研究会の審査を通過し、支給が予定される者の所属、氏名、活動内容は、大島グループポータルサイトOSHIMAX!等で掲載、公開する。

(活動の報告)

第 10 条 1 助成を受けた者は、活動終了後2週間以内に、所定の報告書、領収書等、必要書類をデータで、会社の研修企画委員に提出する。

2 活動終了の後に審査が行われる場合は、支給決定後の2週間以内に必要書類を提出する。

3 研修企画委員は、速やかに企業活力研究会事務局に提出する。

4 報告の内容は、OSHIMAX!等に掲載し、発表する。

(支給の手順)

第 11 条 助成を受けた者が報告書を提出し、企業活力研究会が報告を承認したのち支給される。

(委員会活動への協力)

第 12 条 申請者は、企業活力研究会および委員会の活動に協力・発表を求められた場合は積極的に応じること。

(制度の運営主体)

第 13 条 大島グループ企業活力研究会を母体とし、内部組織である研修企画委員会が運営する。

よって、企業活力研究会の総会により、本事業の実施を決定する。

第 14 条 この規程によらないものについては、委員会の協議、または企業活力研究会で決定する。

附則 この規程は令和3年4月1日から実施する。